

別表1 介護保険の利用料(1割負担の場合)

令和6年6月1日現在

(注)利用金額は1割と2割と3割場合があります。

◆基本

項目		料金		
看護師	20分未満	1回	介護	314円
			予防	303円
	30分未満	1回	介護	471円
			予防	451円
	30分以上1時間未満	1回	介護	823円
			予防	794円
	1時間以上1時間半未満	1回	介護	1,128円
			予防	1,090円

◆加算

項目	料金		概要	
サービス体制強化加算	1回の訪問につき	6円	職員の経験数や研修など一定の基準を満たす場合	
特別管理加算	該当者のみ1ヶ月	I	500円	気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態等
		II	250円	在宅酸素・人工肛門・人工膀胱・真皮を超える褥瘡・点滴を週3回以上行う等の状態
緊急時訪問看護加算	契約者のみ1ヶ月	I	600円	電話等で24時間連絡相談ができ、必要な時は緊急訪問が受けられます。 ※厚労省が別に定める要件により I または II
		II	574円	
※1ヶ月以内の2回目以降の緊急訪問については早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定します				
初回加算	初回時のみ1か月	I	350円	退院又は退所日の初回
		II	300円	新規利用や再開時の初回
退院時共同指導加算	該当者のみ1回	600円	退院に際し主治医等と共同で在宅支援を行った場合	
ターミナルケア加算	該当者のみ死亡月	2500円	ターミナルケアの算定要件に該当した場合	
看護体制強化加算	該当者のみ1ヶ月	I	550円	厚労省が別に定める条件による
		II	200円	
長時間訪問看護加算	該当者のみ1回	300円	90分以上訪問の場合	
複数名訪問看護加算(I)	30分未満	254円	2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合	
	30分以上	402円		
複数名訪問看護加算(II)	30分未満	201円	看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合	
	30分以上	317円		

※ 早朝(午前6時～午前8時)夜間(午後6時～午後10時)帯は25%増しの料金となります。

深夜(午後10時～午前6時)帯は50%増しの料金となります。

※ サービス体制強化加算・特別管理加算・緊急時訪問看護加算・ターミナル加算は区分支給限度額の算定外となります

◆その他の利用料

※利用者負担割に関わらず、下記の料金表の通り自己負担となる保険適用外項目です。

項目	料金	概要
交通費	無料	
死後の処置料	15000円	訪問看護サービス提供と連続して行われた場合
キャンセル料	無料	キャンセルが必要となった場合は至急ご連絡ください。
衛生材料等費用	実費	サービス実施のために使用する衛生材料等の費用は自己負担となる場合があります

